空き家を活かす地域共生マッチング事業要領

(制度の目的)

第1条 この要領は、空き家を活かす地域共生マッチング事業要綱(以下「要綱」という)に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、要綱に定めるところによる。

(活用希望の登録申請)

- 第3条 要綱第6条第1項に規定する活用希望登録申請書(様式第1号)に添付する 書類は、次の各号に掲げる書類とする。
 - (1) 申請者の納税証明書(申請書提出日の3ヶ月以内に発行された原本)
 - (2) 事前チェックリスト
- 2 活用希望登録申請書の提出は、原則持参とする。
- 3 市長は、活用希望者から活用希望登録申請書が提出された場合には、その場で活用 希望者の面談を行う。
- 4 活用希望者は、活用希望登録申請書の提出からマッチング成立までの間に、登録情報に変更があった場合は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 活用希望登録情報変更届(様式第12号)
 - (2) 変更内容を証明する資料
- 5 要綱第5条第1項第5号に規定する特定の空き家を対象にできるのは、当該空き家が老朽危険空き家の指導中の場合もしくはそれと同程度以上に危険度がある場合、または本市の施策として特定の空き家を対象とする必要がある場合とする。

(活用希望情報の公開)

- 第4条 要綱第6条第4項に規定する本市ホームページに掲載する項目は、次の各号に 掲げる項目とする。
 - (1) 申請者氏名(団体の場合は代表者氏名及び団体名)
 - (2) 活用目的及び内容
 - (3) 活用期間及び頻度
 - (4) 希望する空き家の条件
 - (5) 希望する契約形態
 - (6) 活用内容を説明する概要図

(提供空き家の登録申請)

- 第5条 要綱第8条第1項に規定する提供空き家登録申請書(様式第4号)に添付する 書類は、次の各号に掲げる書類とする。
 - (1) 所有者等の全員の同意書(様式第10号)
 - (2) 登記事項証明書(あるいは登記簿謄本)の写し又は固定資産税納税通知書の写

- 2 提供空き家登録申請書の提出は、原則持参あるいは郵送とする。
- 3 提供空き家登録申請書の提出からマッチング成立までの間に、登録情報に変更があった場合は、空き家提供者は次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 提供空き家登録情報変更届(様式第14号)
 - (2) 変更内容を証明する資料

(空き家活用サポーターの登録申請)

- 第6条 要綱第11条第1項に規定する空き家活用サポーター登録申請書(様式第7号)に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。
 - (1) 申請者の納税証明書(申請書提出日の3ヶ月以内に発行された原本)
- 2 空き家活用サポーター登録申請書の提出は、原則持参とする。
- 3 空き家活用サポーターは、登録情報に変更があった場合は、次の各号に掲げる書類 を市長に提出しなければならない。
 - (1) 空き家活用サポーター登録情報変更届(様式第15号)
 - (2) 変更内容を証明する資料

(空き家活用サポーターの登録情報の公開)

- 第7条 要綱第12条に規定する本市ホームページに掲載する項目は、次の各号に掲げる項目とする。
 - (1) 申請者氏名 (団体の場合は代表者氏名及び団体名)
 - (2) 連絡先
 - (3) 無償で対応する相談内容
 - (4) 有償で提供する事業サービスの内容
 - (5) その他サービスに関する PR事項

(空き家提供に係る引き合わせ)

- 第8条 要綱第13条に規定する活用希望者と空き家提供者の引き合わせは、当該空き 家にて実施する。
- 2 引き合わせ後の具体的な交渉や調整及び取り交わされる不動産契約等については、 活用希望者と空き家提供者によって行う。
- 3 市長は、前項に規定する具体的な交渉や調整及び取り交わされる不動産契約等について、手続き上必要な市窓口の案内などの協力を行う。

(関係法令の遵守)

- 第9条 活用希望者及び空き家提供者は、関係法令を遵守し、法適合性を守らなければならない。
- 2 市長は、前項の目的を達するため、必要に応じてチェックリストの提供などの協力 を行う。

(近隣説明等)

第10条 活用希望者は、当該空き家での事業の実施に際し、近隣トラブル等を未然に 防ぐため、必要に応じて事前に近隣説明等を行わなければならない。

(引き合わせ後の状況報告)

- 第11条 要綱第14条第3項に規定する事業開始後の活動内容の報告は、必要に応じて書面や電子メール等での提出により行う。
- 2 市長は、前項の報告があった場合、活動内容を本市ホームページやSNS等に掲載 し、近隣住民等が活動内容を把握できるよう努めなければならない。

(様式)

第12条 要綱に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要綱	名 称	別紙様式
第6条第1項	活用希望登録申請書	様式第1号
第6条第2項	活用希望登録決定通知書	様式第2号
第6条第3項	活用希望不登録決定通知書	様式第3号
第8条第1項	提供空き家登録申請書	様式第4号
第8条第2項	提供空き家登録決定通知書	様式第5号
第8条第3項	提供空き家不登録決定通知書	様式第6号
第11条第1項	空き家活用サポーター登録申請書	様式第7号
第11条第2項	空き家活用サポーター登録決定通知書	様式第8号
第11条第3項	空き家活用サポーター不登録決定通知書	様式第9号
第14条第1項	マッチング状況報告書	様式第10号
第15条第4項	登録取消通知書	様式第11号

2 要領に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要領	名 称	別紙様式
第3条第4項	活用希望登録情報変更届	様式第12号
第5条第1項	同意書	様式第13号
第5条第3項	提供空き家登録情報変更届	様式第14号
第6条第3項	空き家活用サポーター登録情報変更届	様式第15号

附則

(施行期日)

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

(平成31年2月1日改正)

この改正は、平成31年2月1日から実施する。

(令和3年4月1日改正)

この改正は、令和3年4月1日から実施する。